

平成29年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年9月15日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成29年9月15日（午前9時00分）

出席議員 1番 若宮 淳也 2番 西井 仁司 3番 溝口 周生
4番 岡村 広彦 5番 舟瀬 勝 6番 登 喜三雄
7番 濱岡 裕之 8番 牧 幸作 9番 木本タエ子
10番 福井 秀治 11番 八木 淳

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉・環境課長	岡田 美和
代表監査委員	山下 幸生	水道課長	山下 弘文
副 町 長	藤田 心作	産業振興課長	山下 喜市
総務課長	西岡 一義	建設課長	北村 晴紀
総務課防災・IT担当課長	中西 章	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
政策調整課長	中井 宏明	教育委員会教育長	中西 正典
税務課長	中井 均	教育委員会事務局長	作野 和幸
住民生活課長	岡谷 吉浩		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	森井 裕	書 記	迫本 晃
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 1番 若宮 淳也 議員
 2. 10番 福井 秀治 議員
 3. 7番 濱岡 裕之 議員
 4. 2番 西井 仁司 議員
 5. 3番 溝口 周生 議員
- 日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第57号～議案第71号）
- 日程第4 採決（議案第57号～議案第71号、請願第1号～請願第4号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号～発議第7号）

追加日程第2 提出理由の説明（発議第1号～発議第7号）

追加日程第3 質疑（発議第1号～発議第7号）

追加日程第4 討論（発議第1号～発議第7号）

追加日程第5 採決（発議第1号～発議第7号）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

追加日程第6 議員派遣の件について

上程議案

議案第57号 平成29年度 会町一般会計補正予算（第2号）

議案第58号 平成29年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成29年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成29年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成29年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 平成28年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成28年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成28年度 度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成28年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成28年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成28年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成28年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第70号 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについて

報告第3号 平成28年度 度会町財政健全化判断比率について

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願

請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願

請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め

る請願

請願第4号 防災対策の充実を求める請願

請願第5号 森林環境税の早期創設を求める意見書の提出について

請願第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

請願第7号 専決処分事項の指定について

◎開会の宣告

(9時01分)

○議長(八木 淳) ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成29年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

1番 若宮淳也議員。

《1番 若宮 淳也 議員》

○1番(若宮 淳也) おはようございます。

1番議員の若宮淳也でございます。本日は一般質問の機会をいただきありがとうございます。

議長にお許しをいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

本日は、度会町の交通政策について、三つの視点から質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

人口減少に転じた日本において、地方にはさまざまな課題が山積しております。その一つが、この交通の維持、お年寄りや子供たちの移動の手段や自由の確保についてはまちづくりも関連する大きな課題でございます。度会町民の移動手段の確保、移動の自由の確保、まちづくりという視点からの交通網の不断の見直しと再整備は度会町にとって、とても大きな課題であります。

そこで、まず1点目は、高齢化社会における交通政策という視点から質問させていただきます。

現在、高齢化の進展に伴い高齢者ドライバーの自動車の免許返納が、この度会町でもふえてきております。ただ、度会町の地形やバスなどの公共交通機関の現状を

踏まえて考えますと、高齢者が免許を返納した場合、買い物、通院、そして人との交流など、日常の生活のさまざまなところで不自由が生じてくると思います。

免許を返納した場合にあっても、度会町の高齢者の生活の充実を図っていくことは、度会町の役割であると考えております。今、三重交通のバス路線で考えてみても、家からバス停までの距離が高齢者にとっては大変な道のりになります。こうなると、高齢者も危ないとわかっていまして免許の返納ができないという状況も生まれてきます。高齢者の免許返納後の移動手段の確保、移動の自由確保について町はどのようにお考えなのか。お伺いしたいと思います。

また、免許返納後の高齢者に対して誘導策としてバス代の補助などを対策を行っている自治体も全国にはあります。このような具体的なお考えがあれば、それも聞かせていただきたいと思います。

そして、次に二つ目ですが、度会町は町営バスを三重交通に委託して実施しております。平成28年度で運行日数は243日、利用者は1,034人でございます。運賃収入は10万3,400円、委託料におきましては419万9,040円と、利用者の数は運行形態の改善もあり、平成23年度の運行開始後年々ふえております。政策的な効果がある程度出てきているかなというふうな意見もございます。

しかし一方で、運賃収入が年間10万3,400円で委託料が419万9,040円という、このバランスで本当にいいのかという、そういう事業内容や運営上の問題も、今後考えていかなければならない課題だと考えます。

また、事業内容や運営上の問題も視野に入れながら、私としましては、今後はさらにこの町営バスの路線の多様化が必要と考えております。今現在ですと、町営バスは役場から棚橋、大野木、宮リバーを通りまして川口を走らせております。それ以外の区域はお年寄りにとって家からバス停まで遠い在所の方たちやバスの利用がしにくい公共交通機関の空白地について、それも今後、やはり対応していく必要があるんじゃないかなと考えます。

加えて、広域的な視点も必要だと考えます。例えば町民、各交通機関、民営輸送業者、近隣市町等で協議しながらJR田丸駅、多気駅、その他主要なところにも行けるような路線を再整備してはどうでしょうか。

近隣市町のコミュニティバスやJRの駅と連結させることで利便性はさらに向上するはずですが、今後は、従来の伊勢市南伊勢町の路線に加え玉城町、多気町等へのアクセスをできるようにして、縦と横の交通網をつくり上げていくことで路線の再整備をしていく必要があると思います。

そして、そのことはお年寄り、学生、子供たちなどの交通弱者のみならず、度会町民と度会町全体にとってとても重要な視点だと思います。

以上のことから、公共交通機関の空白地、そして広域的な町営バス路線の多様化

についての町のお考えをお伺いしたいなと思います。

続きまして、最後の質問になります。

先ほどの質問に加えまして、これからは障がい者の方、要介護者の方たちにとっても交通手段の確保、移動の自由を確保していかなければならないと思います。乗り物のバリアフリー化ももちろんそうですし、障がい者や要介護者の方たち、そしてバスを利用しにくい方たちに現在では伊勢市、松阪市、そして鳥羽市、明和町で導入されている介護タクシーチケットなども導入してはどうかと考えます。

また、最近ではライドシェアといいまして、お年寄りらを自家用車で有料で運ぶ取り組みもふえてきております。道路輸送法の改正によりタクシーや公共交通機関が不十分な過疎地などで特別に認められるようになりました。NPOが運営するもの、市町村が管理するもの、運営形態はさまざまですが、三重県菰野町でも去年の2月から住民がドライバーとなり、高齢者を有料で送迎するあいあい自動車というものがスタートしております。菰野町では社協が運営しており当初予算額は268万円だと聞いておりますが、このような事例は新しい技術やシステムの開発が進む現代社会におきまして、今後かなりふえてくると思います。

今後、度会町として介護タクシーチケットの導入やライドシェアなどの新たな取り組みを考えていく必要があると思いますけども、町のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、三つの視点から度会町の交通政策について質問させていただきました。御答弁のほどを、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さんおはようございます。

早速でございますが、ただいまの若宮議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

全体的には度会町の交通政策ということでございます。今でも手を加えるところもありますし、また、これから不十分でというところもございますが、まず現状的に、まず、イロハとございますけども順番に第1点目から順にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の高齢者の移動の自由の確保、これはもう従来たくさんの議員さんからも御質問いただいておりますが、この高齢者の移動の確保が必要であるというのは、もう当然、私も同感でございますし、また2点目の使いやすいような町営バス路線の多様化というのが必要であるというのも、当然御意見はごもつともだと思っております。

しかし、各論的に費用対効果を考えますと、議員さんも運営とか、そういう面も御懸念されておりましたが、利便性とその対応のそのバランスが非常に難しいハー

ドルになっておりますので、今回、この1点目の高齢者の移動の自由の確保についてのよく言われるデマンドバスといったような形の皆さんに、十分満足いけるような実現というのは、とても困難であると考えております。

また、この件につきまして、困難であるとは考えておりますけども、今後やはり継続的に同じような課題がもうずっと鬱積しておりますので、より議員さんのおっしゃったような具体的な方法を、今のところ構想としては持っておりますけども、あくまでまだ構想から中へ踏み入れるということが、このバス路線、三交バス路線等を加えて、いろんな課題といたしますか。それがございますので、そこを乗り切るためのあれも時間も要してるといような感じでございますので、引き続き、この件につきましては、何らかの具体策をまた模索をしてみたいと思っております。

また、この件につきましては、このイロハの中でも関連が出てきますので、総体的に交通安全対策としての質問にお答えするという形になると思います。

次に、当町におきまして、御承知のとおり、三重交通の伊勢南島線を含む中川線の廃止の路線代替と、交通の空白地域である川口から役場までのこれを結ぶ、町営バスというのを運行しているということは、もう御存じでございます。

ふれあいトークなんかにおきまして、非常に強い要望がございまして、アンケートを取りまとめたところ、実施を望む意見が多くあったということから、運行を開始しました町営バスではございますけども、当初の利用者は議員さんのおっしゃるように、ごくわずかでございました。非常に利便性を考えると悩んだんですけども、その後、いろいろと改善をしながら路線及びダイヤを見直しながら、おかげさまで去年は延べ1,000人ぐらいの方に利用をいただいていることまでになっております。大変喜ぶべきとともに、これに満足してはなかなかいけないという数字でもございます。特に、議員さん指摘の一人当たりのコストというのは、まだまだ高額でございますので、また、この住民の利便性というのを考えての施策ではございますが、費用対効果の一つの要素である利用者数のことを考えますと、これから継続してええもんかどうかというのは、非常に憂慮もするようなところもございまして、一度開始した行政のサービス制度というのは廃止するのは、よほどのことがない限り難しいので、利便性を優先に向かって、特に運営面とそういった面での経費の節減に努力をしてみたいと思っております。

また、2点目の路線の多様化ということが、これはいろんな入り口がございまして。これは、構想というよりも現実味を帯びた水面化でございますけど、交渉とか、そういったことも今やっております。そんな中で、この路線の多様化というのは、議員さんがおっしゃったように、議員さんの指摘は一定の地域を一応絞ってもらっておりますけども、度会町非常に隣接町村が多いので、これが逆に三交路線との兼ね合いが政策が打ちにくい私の一つの難点になってるんですけども、大紀町ほかに大

台町、あるいは多気町、明和町、玉城町、もちろん伊勢市と、これだけのところが、南伊勢町もそうですけども、これだけのところがございまして、この新たなサービスを開始するという点については、十分な検討というのが必要となってきますので、町民の皆さんがこの地域で住み続けていくには、当然必要な条件の一つでございまして、地域の活性化のための重要な施策と思っておりますので、議員さんの御指摘の中でのちょっと絞り込みといいますか。我々の今の現在の切り口は違うところからの入った一つの考え方を示して取り組んでおりますけども、新たな路線での運行の考察、これは非常に含んだ言葉ですけども、これに取りかかっております。

例えばでございまして、水面下では、一定の区間、当町の役場からサニーロードという立派な道路がございまして、このサニーロードを利用しての玉城町、田丸駅を経由して、明和町の最初、明和イオンまでの買い物も含めての交流のような運営も考えて思っておりましたが、明和町の明星駅までの運行ということも三重交通さんと協議をしながら、具体的な方法を見い出していくという努力を、今、行っております。

私の隣接のこの当該、今、言っております案としては、度会町が当然たたき台をつくるべき立地にありますので、子供たちの高校の通学、または社会人の通勤も含めて、皆さんの大切な税金を使う以上は、他町村とともにやるというのは、今の自主運行の川口から度会に出すような考え方ではとてもやらないけど、制度は踏み切れませんので、そういった中で昨今、明和町長さん、それから玉城町長さんには私のトップとしての考え方、高層を御理解をいただくと同時に協力をということのあれを提案をさせていただきまして、とりあえず水面下では合意に至っております。

ただ、これをクリアするには、先ほど言いました路線でのバスのダイヤの改正の本数とか、それから三重交通等を含めた交通機関の兼ね合いとか、それから市町のやはり避けては通れない負担金の問題とか、それからできたら国の交付金を活用したいとか。そういったいろんなことの中での話で、まず、トップでの非公式の合意は至っておりますので、これからうちのほうから、まずたたき台を出しまして入っていこうと、三交さんも含めてという、今現状でございまして。

バス停につきましては、向こうさんの要望もございまして、なるべく同じ回数の中でいくのであれば、多くの人に利用してもらうためにバスの停留所はふえたほうが良いというのは当たり前ですんで、そういった細かい事務レベルの検討は、これからやって、それが成就するかどうかはわかりませんが、トップ同士ではそういうことで、快く承諾をしていただいたというのが現状でございまして。

合わせて、これからも長期的になりますけども、大紀町さんとか、大台町さん、多気町さん、議員さんのいわれる、そういったところも働きかけをしていかないと、かと思っておりますが、まずもって一つ絞り込んで、そういった現実論を具現化したいと、

思っております。

また、国が主導します懇談会におきましては、貨物車両への旅客同乗などの新しい可能性というのを探られているというのは聞いておりますので、交通業者、事業者などからの積極的な、今後情報をまず収集するといったような形で、この課題の解決に取り組んでまいりたいと思います。

地域公共交通というのは、もう当然でございますが、乗らなければもうなくなっていくもんです。乗って残す必要があると御理解をいただく。こういう考え方でおりますので、今後も議会の皆さんの御助言とか、御協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、3点目でございますが、障がい者や要介護者のための移動の自由を確保するための施策の質問でございます。

答弁に当たりまして、まず若宮議員さんの御指摘の近隣市町がどのような、今、制度をやっているかというのを、大体把握せなということで、現場サイドで一応チェックをしてみました。改めて、それがあればまた資料、聞いてもらってのかわかりませんが、各市まちまちでございますが、それぞれ市町工夫をされて対象者を絞っての対象者の方々にチケットを発行されているまちもあれば、してないところもあり、別段の手段をとっているところもあります。

当町は、そういったことを踏まえて、現状におきましては、今は最低限といえますか。社会福祉協議会により福祉の有償運送事業を展開していただいております。これの利用者というのには、もう少しという気もありますけども、恐らく3名程度とお聞きしていますが、しっかり使っていただいているのかなと思っています。今後こういった利用も含めて、周知をしていかなきゃならないかと思っています。

それから、対象者の数、それから介護タクシーチケットの発行ということにつきましては、この内容が皆さんそれぞれ、各町まちまちでございます。思い切って打たれておる政策のところもあれば、しっかりやっている、これがぎりぎりかなというところのまちもございまして、これを実現化に向けて条件が満たされるような検討をした上で、当町もそういった実情に即した制度を、今後構築したいなと思っております。

いずれにいたしましても、御質問をいただきました3点につきましては、これはもう移動の自由ということを考えますと、重要な施策でございますので、これを実現するには、先ほど申し上げましたように、細部まで考慮をしながら、ハードルの高いところをやはり越えて実現していくべきだと思っております。利便性の高いこの施策の実現というのは、非常に言うのはやすいんですけども、なかなか行うにかなり苦慮をしております。より詳細な検討をする必要がありますので、今後また継続して努力を重ねていきたいと考えています。

まず、3点それぞれまとめますと、1点目の高齢者の移動の自由確保につきましては、かなり難しい政策であると思います。

2点目の町営バス路線の多様性は、現時点では、水面下においてより具体的な検討協議を行って前向きに進めていきたいと思っています。

最後の3点目につきましては、障がい者、要介護者の人のために交通施策については、一層利便性の高い制度へと検討を行ってまいりたいと、このように方向性としては考えております。

今後とも、議員さん方のまたいいアイデアとか、御提言がございましたら、お願いをいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

いろいろ町長がお話していただきまして、水面下のほうでたくさんの議論を踏まえてやっておられるということと。

あと、またこれから本当に度会町もそうですが、高齢化がどんどん進むまちでございまして、そういった福祉、そして介護のほうにも目を向けて高齢者の足という重点的な、そういう問題にも、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思っています。

これからの度会町の交通政策は複合的、多面的に、そして厚みを持って進めていく必要があると思います。まちづくりの視点からも、高齢者福祉という視点からでも多様化や交通網の再整備はとても大事な視点だと思います。今後の町の真摯な取り組みをお願い申し上げ、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 皆さん、おはようございます。

10番議員の福井秀治でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております町の花りんどうについてと、町民体育館についてを、町長に質問させていただきます。

まず、町の花りんどうの出発点からたどってまいりますと、平成22年第2回定例会におきまして、同僚の木本タエ子議員の一般質問により提案されました。その時の議事録を拝見してみますと、町の木ヒノキは昭和55年全国植樹祭が三重県で開催され、それに合わせて各市町が制定されておりますが、ここらで町のシンボルとなる町の花もぜひとも制定していただきたいとのこと、強く熱い思いでの質問でありました。

町長答弁では、自然豊かな我がまちは花も多種多様で選ぶのも困るほどであります。花は人の心を和ませ、そして、また数々の花言葉もあります。地域の観光と産業の振興につなげていくことを含めまして、地域のまちづくり、花を通じての場をもっていくということは大切なことであると思っています。できるだけ早い時期に計画をして、実施をしていく方向で担当課と積極的にこれを進めて、公募でもって決めていきたいと思っておりますと、我が意を得たりという感じの答弁でございました。

平成22年11月に度会町の花制定委員会を開催、平成22年広報わたらい12月号で公募、明けて平成23年4月1日、町の花りんどうは制定されました。それから数年がたっておりますが、認知度が随分低いように思われます。恐らく町民の方に町の花は何か知っておられますかとお聞きした場合、何人の人がりんどうと答えることができるでしょうか。そんな思いがしております。

りんどうはもともと山野に自生するもので、古くから愛され、奈良時代の有名な歌人であります山上憶良が選んだ秋の七草からは漏れたものの、色、形とも趣に富んだものであります。ちなみに、平家と対峙いたしました源氏の旗印の家紋は笹りんどうでありました。九州、四国、本州に広く自生し、市町村の花として全国で30ほどのところが制定しております。

また、県の花として制定されておりますのは、長野県と熊本県であります。度会町においても制定後、公用車にりんどうをデザインしたステッカーが貼られています。そして、平成23年4月3日の春まつりの際、150本の苗木が配布されました。その後の春まつりにおいて、200本の苗木の配布が続いております。せっかく町の花として指定されたものでありますので、いろいろな機会を捉えてアピールにもっと力を入れて、保護と育成に努め、多くの場所で見受けられるようにしていただきたいと思っております。

一つの提案であります。9月、10月がちょうどりんどうの開花時期となっております。鉢植えのりんどうを役場の玄関、その他公共施設に置いてみてはいかがでしょうか。今後の取り組みについてお聞かせ願います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの福井議員さんの町花であるりんどうについて質問を、お答えをいたします。

まちの花のりんどうの指定につきましては、町民の皆さんに改めて、まず我がまちをやはり考えていただくというきっかけとして、また人と自然との共存、環境に配慮したまちづくりというシンボルとして、度会町の花を指定しようという思いから、平成22年の公募で選考委員会を設けまして、決定をしまして、平成23年の4月1日に指定をいたしました。

その選定理由につきましては、庁内の里山に自生するものであり、先ほど議員さ

んがおっしゃったように、かなり歴史を感じる花でございますし、野生の花だということもありまして、花言葉といった言葉もございますが、りんどうの示すのは、誠実さ、正義感とかいうような形でございますが、そのような咲いているすばらしい山での姿が、まさに度会町の町民性を象徴するものであるということにありました。

個人と団体を問わず、非常に植えやすい花であることには変わりはありません。また、イベントとか、植栽活動などの町のシンボルとして広げるためには広げやすく、まちじゅうにりんどうが咲き誇る期待を込めて選定されまして、そのころもちろん私もそのような考えで、スタートをしたわけでございます。

町の花の指定や認知度の向上につきましては、広報紙による周知とか、あるいは公用車にしっかりとステッカーを張って、町内外にもアピールをしようということで、こういったことを継続的にした広報活動はずっとやってまいりました。

また、平成23年度以降は、宮リバー度会パークの春まつりにおきまして、毎年200株分ぐらいの程度でございますけども、緑の募金のお礼としてりんどうの苗の配布を行い、配布をさせていただきまして大事に育ててくださいということで、植栽の促進に努めているところでございます。

また、町民の皆さん方におかれましては、野生のりんどうの群生している箇所、それからりんどうが咲き誇っている箇所があれば、これからも地域を挙げてどうしても草刈りで機械で刈ってしまうというのを、よく聞いています。残そうととっても雑草の中に残す町長難しいんやていう人もおりますけど、なるべく残しとってくれよといいますけど、彼岸花を残すんと一緒かなと思っておりますけども、なるべく残していただくような努力も、住民の皆さんにお願いをしたいと思います。

どうしてもほかの除草とともに刈ってしまうということになりますので、そこをもう一つ一旦考えて、先ほど言ったような理由から保護していただけてやっていただきたいなということもお願いをしておきたいと思っております。

また、平成23年度の町の花としてりんどうを指定させていただきまして、その後住民の皆さん方への周知、りんどうというまちの花を中心としたまちづくりの推進に努めてきたことによりまして、私自身も議員さんの御指摘のとおり一種のちょっと安心感がありまして、りんどうという花に対する熱意が少々欠けているのかなということを、改めてこの質問をお受けしまして6年を経過しておりますけども、今、自分なりにそういう反省をしております。

再度、もう一度、このずっと今のところ町のりんどうとしては根づいておるわけでございますので、改めてもう一度、このりんどうというのを考えた角度の違うまちづくりの事業も広げていく認識を住民の皆さん方とともに共有したいと考え、今後も継続して周知、植栽等を促進して愛郷心を養っていただきたいと思いますと考えておりま

す。議員のお考えと非常に相通ずる思いを持っているところでございます。

今後、考えられる具体的な取り組みとしましては、町内に自生するりんどうの保護啓発の引き続きの努力、それから公共施設への植栽、議員さんの提言もございましたが、9月、10月が咲き誇る時期でございますので、そういったときに最低限公共施設のPRもどうかということも、早速この議会が終わっても検討をしていきたいと思っております。

また、町内の各種の組織や団体が実施される緑化活動への反映です。区の区長さんからの要望等もございますけども、そういったことの中にりんどうも加えて、このりんどうをまちじゅうに広げていく機会の創出に、今後改めて努めてまいりたいと考えます。

この趣旨を御理解いただきまして、どうか議員の皆さん方をはじめ、町民の皆さん方の御協力も得ながら、このりんどうの町花としてのまちに対する位置づけをずっと向上してまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほど、お願いしたいと思います。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） どうもありがとうございます。

かつて認知症の介護施設でありました有限会社りんどうが、今、度会町に対しまして行政処分を取り消しと損害賠償請求の訴訟、裁判が行われております。町の花りんどうの名が穢されているようにも思われますので、この質問を機に町の花りんどうのイメージアップにつなげる行動に立ち上がっていただきたいなど、このように思っております。

それでは、次の質問でございます。

町民体育館についてでございます。町民体育館の始まりは昭和35年内城田中学校の体育館として建設されました。今から57年ほど前であり、町長も私も現役の中学生でありました。

その前年であります昭和34年9月26日、伊勢湾台風の直撃を受け甚大な被害を被りました。災害復旧の続く中、そして財政厳しいときでの、その政治決断に驚嘆するところであります。

昭和51年に中学校の統合がなされ、昭和54年の度会町学校の体育館の完成に伴い、町民体育館となり、現在に至っております。これまで幾たびかの改修工事がなされてきておまして、直近の工事といたしましては、平成17年に耐震工事が行われました。

度会町は総合的文化ホールを持っておりません。近隣市町のほとんどが複合的なものを組み合わせたものを含めて、大層立派なものを持っております。町民の多くの方がそのホールの建設を望んでおりますが、私は今さら立派な文化ホールを10億

円以上かけて建てることは大変厳しい状況であると思います。福祉関連や住民サービス事業を取り込んだ総合的な文化ホールの建設なら理解をされますが、既に地域交流センターや保健センターなど、数々の独立した建物があり、それぞれが機能を果たしております。催し物イベントのみの文化ホールでは、財政負担や膨大な管理費などを考えていきますと、投資効果が得られず、無駄な箱物と言われてしまう可能性大と考えます。

それを補完するに近いということで、現在の町民体育館をもっと使い勝手のよいように、そして何よりも冷暖房を入れる、これまで真夏、真冬には使用できなかったものを、一年を通して使えるようグレードアップを図る増改築工事を行う計画は持てないものでしょうか。

財政的にはまちづくり施設整備基金があります。市町村合併の話があったころになります。平成15年に玉城町、明和町、多気町、勢和村、度会町の5町村による任意合併協議会が立ち上がりましたが、その前に文化ホール建設の準備というか、確固たる足場固めを示すため、平成14年3月に文化ホール建設のための目的でもって基金を誕生させたものであります。

副町長は、合併関連の仕事の先頭に立っておられたわけでございますので、よく承知しておられると思います。現在の基金残高4億8,000万円余りですが、今の使われ方は町道、林道施設の新築改良など、補助事業の町負担分に充当されております。この基金を使って増改築工事を前向きに検討されてはどうでしょうか。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、福井議員さんのただいまの町民の体育館についての御質問にお答えをしたいと思います。

度会村政の発足5年後、おっしゃるとおり昭和35年に内城田中学校体育館として竣工して以来57年間、保守を重ねながら現在に至っております。私も議員さんも中学生でございました。忘れもしませんので、非常に画期的なものだと思っております。町民体育館は、まさにこの当町の歩みを刻んできた一つの施設の一つだと思っております。

沿革史でございますけども、町民体育館としましては、昭和54年、おっしゃるとおり度会中学校の体育館の完成後、38年間以来、町民の方々のスポーツ・文化の拠点施設としてさまざまに活用されてまいりました。

長い歴史のある施設でありますので、必要に応じて補修とか、修繕を行いながら平成19年には耐震工事を主な目的とする大改修工事が実施されて、現在の施設となっております。

施設は、縦約17メートル、横が30メートルぐらいの屋内スポーツの床面と、縦8

メートル、横6メートルのステージ、並びに浄化槽のトイレ等を完備した施設になっております。

利用状況につきましては、ほぼ毎日とっていいぐらいスポーツ団体、中学校の部活動等によって使用されたり、またほかには町民文化祭、成人式、戦没者追悼式、老人クラブ連合大会の大会等など、年間を通してさまざまな活用がされております。

町民体育館はその名のとおりスポーツ活動を主とした施設のために、夏季と冬季に対応した空調施設が議員さんおっしゃるようにはございません。大変要望もいただいておりますが、あの空調をやるに当たっては、一時的要望もお受けしまして検討しましたんですけども、多大な経費がかかるということで、本当にもうそれやったら建て直しのほうがいいのかなというところまでありましたので、スポーツをやるので窓を開けてやっていただくということで、文化については時期をうまくずらしながら開催していただくというようなお願いもしながら、現在に至っているような状態でございます。

また、十分ではないというところが、ステージが非常に先ほど言いましたようにちょっと狭いということと。それから一番難点でございますが、駐車場の確保に大変苦慮しております。どんな大会におきましても。

この施設につきましては、平成19年の大改修工事を実施し、本年度におきましては、非構造部材の耐震性というのを、今、調査をいたしたいと思っておりますが、議員さんのおっしゃる増改築ということになりますと、現時点では大変難しいと考えております。

議員さんの御指摘のように、度会町には総合文化会館がないということ、これは多くの皆さん方からも御質問、議員さんからいただいておりますが、多数の集客が予定される場合に備えて、度会中学校体育館ではございますが、尺度は違いますが、あそこは空調整備を設置して対応を、生徒を中心とした利用の次の段階で工夫をして対応しているというのが、現状でございます。

中学校の体育館というのは、本来の目的が教育施設でございますので、恒常的な文化施設の利用には、限界があるということも事実でございます。

当町におきましては、文化活動を主目的とする拠点的なホールの新設には諸課題が想定されますが、町民の方々の文化活動の発展、またふれあい活動の振興を図るためにも、議員さん御指摘のまちづくり施設等整備基金を含めて、今後そういった改善をしなければならないというようなことが出てきた場合については、そのことを中心に今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

町民体育館につきましては、できる限り町民一人ひとりが生涯を通して文化的な活動を楽しみ、多様な連携・交流の場が広がり、施設の環境を整えて、豊かで潤いのある施設となるように、今後も努めてまいりたいと考えます。

議員さんのいわれる総合文化会館の代役というのが務まりにくいところもございますけども、総合文化会館がなくても、こちらが補充的に町民の皆さんの交流になればというの、合わせて考えながら検討を、今後、改善の方向で加えていきたいと思っております。

なお、その総合文化会館でございますけども、総合文化会館の建設につきましては、この後、西井議員さんの質問でお答えをしたいと思いますので、福井議員さんへの今の回答としましては、あくまで町民体育館の増改築をやって、特に空調関係をして、住民サービスに努めて、総合文化会館のかわりの役割をもっと近づけたらどうやという質問でございますので、あくまで町民体育館としての意義と、それから改善方向ということを回答させていただきましたので、このような答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） どうもありがとうございました。

2カ月前の九州北部の集中豪雨は、まだ記憶に新しいところであります。多くの死者、行方不明者を多数出す悲惨な災害でありました。家屋の損壊も多くあり、たくさんの方が避難所生活を強いられました。

ところが、猛暑の中、冷房設備をもたない、多くの避難所で熱中症にかかれた方が多くあったと聞いております。地震を含めて災害は時を選べません。町民体育館は重要な避難所でもあります。一日でも早く冷暖房の設備が完備できるよう、もう一度、検討することをお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きます、7番 濱岡裕之議員。

《7番 濱岡 裕之 議員》

○7番（濱岡 裕之） 7番議員の濱岡でございます。八木議長より質問の許可を得ましたので、通告書に従いまして、中村町長に対しまして四つの質問を、ただいまからさせていただきます。

まず、一つ目でございますが、町内道路の安全確保についてということで質問をさせていただきます。

毎年行われております秋の全国交通安全運動が、ことしは9月21日から30日までの10日間、三重県下、また町内でも一斉に行われることになっております。この秋の三重県の交通安全の運動の重点としましては、横断歩道における歩行者優先の徹底とされております。

そこで、昨年ぐらいから、特に感じることでございますが、町内の県道、町道と

もに横断歩道や一旦停止、センターライン、路肩等の白線が消えかけた道路が目立つように思います。具体的に、また地域の区長さんからの要望書という形での町を通しての県当局への復旧要請があるものとも思われますが、そこで質問のイとしまして、町内の県道を主とした町道も含めて、白線等の道路標識が消えかけている危険箇所としての把握についてということで、まず一つお伺いいたしたいと思います。

続きまして、質問のロとしまして、今後のそれらの普及計画の有無が町としてもあるのかどうかということ、中村町長にお聞きをいたしたいと思います。

ことは、町内でも不幸な交通事故もございまして、地域の住民の安全確保の観点からも、町としてのこの考え方を聞きたいと思います。どうぞ、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの濱岡議員さんの町内道路の安全確保についての質問にお答えをしたいと思います。

危険箇所の指定ということで、いろいろ言われておりますけども、このことを中心に含めまして、道路標示についての概要でございますけども、先ほど御指摘もございました横断歩道とか、一旦停止線などにつきましては、公安委員会が施行し、外側線など区画線につきましては、道路管理者が施行というのが原則になっております。

県道の区画線につきましては、道路管理者である三重県が施行しております。

いずれにしても、先ほどお話がございましたように、一つ字、区を代表する各地区の団体、あるいはそういったことの保護者会等の保育所から小・中学校含めての要望、陳情の形でお受けをしております。

その中で、毎年たくさん私の決裁にも出てきますけども、もう30カ所以上が大体指摘で要望が出ております。皆さんにお答えしたい気持ちは重々あるんですけども、その中での危険度とか、優先度を考えた中での財政的措置の中での財源上の措置も考えて、ある程度の箇所をとり上げながら優先的に行っているような現在、状態でございますし、また、この危険箇所の把握については、当町ではP T Aの、先ほど言いましたような協力で、特に児童や生徒が安全に通行できるように、通学路の交通安全プログラムというのを、毎年更新してございまして、現場に行って危険箇所をしっかりと目で見ていただいて、警察、学校、町、県、P T Aとも現場を確認をして危険箇所の把握を行っている現状でございます。

また、区長さんからの要望ということで、先ほども申し上げましたように、随時取りまとめ危険箇所の把握を行いながら、公安委員会のほうへと、あるいは関係があれば県、それから町内で解決できるところは町でという検討をしながらやっております。何分、全国的にも非常に問題になってるんですけども、道路路側線をは

じめ、塗りくりです。塗りくりは失礼ですけども、道路標示の表示、あれがもうほとんど薄なってくるには、もう全国的、三重県もそうなんです。全体的な流れでございしますが、政治の流れとして答弁いたしますけども、今年度、警察行政のほうでかなりそういう路側の道路標示につきましては、大変苦情をはじめ要望も多いということで、警察のほうも思い切った予算を確保しましたということも、今年聞いておりますので、期待しますということで、まだ引いてもらってませんけど期待しますというような冗談で、ちょっと警察の上部の方に改めてお願いをしたところでございます。

そういったことで、本年度どこまで度会町が皆さんのいつも通ってもらってる現場で、横断歩道が薄くなったのがこうなったわとか、そういうのがどこまでいく重要性というのは、やはり各ところに予算がふりわけられますんで、引き続き、それに漏れたところは、しっかりしたところはしっかりやっていかないけませんし、また緊急の体制は昨今言われました悲しい事故のような形では、即ちそういった対応というのがスムーズにいく場合もございしますので、そういったことも含めた形で、今後もまた町としても努力をして、皆さんの安全安心の維持、生活の暮らしの安全に努めてまいりたいと考えております。

また、次に御指摘の、これも一つですな、今後の復旧計画のあるかないかということでございしますが、度会町におきましては、県道の交通安全の設備というのは、管理の性格上、復旧計画というのはございせんが、町道における区画線につきましては、先ほど申し上げましたように道路管理者であります町が施行しており、また毎年要望箇所についても部分的であります。更新をして努力をしておりますので、また引き続きこの範囲内では一件でも多くの皆さんに安心感が出るような方向性で努めて前向きに検討していきたいと思っております。

それから、また三重県や公安委員会が施行する横断歩道というのは、非常に難しいところがございします。昨今の我がまちトークの中で住民の方が前から言ってるねんやけど、町長というような話もございました。ごもつともであるということで頭を下げさせていただきましたが、また改めて努力をして関係担当課等に、横断歩道の意義というのも訴えながらいきたいと思っておりますけども、継続して要望していきたいと思っております。

今後このようにより一層の交通安全施設の充実を目指していきたいと思っておりますので、しっかりと内部でできる限り、是は是、非は非という中での財源的な裏づけを持ちまして、一つでも多く道路標識、あるいは道路標示につきましても安全安心の生活を守るというためには、前向きにこれからも検討していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（八木 淳） 濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 先ほど答弁で通学路の安全確保を優先にということ、それは当然のことであると思いますが、また引き続き努力をお願いしたいと思います。

道路標識は、表示、標識は、必要性があってできたものでございますので、新設ではなくて、復旧ですので予算は当然関連することではあります、三重県内では今年、平成29年分としまして県下で大体100カ所ぐらいのそういった改修の予算があるとも聞いておりますので、そういったところからいけば、伊勢管内においても、当然、幾つかの配分もあると思いますので、当局の会議等にもまた出席されることも多くあると思われしますので、そういったときには道路の機能の復旧なので、速やかな復旧をお願いしていただいて、中村町長から積極的な予算確保、また要請を今後も引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、続きまして二つ目の一般質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は獣害対策等での動物の死骸処理の問題についてということで、お伺いをしたいと思います。

今年の3月の一般質問におきまして、獣害対策関連で有害駆除等での動物の死骸処理方法や処理場所についてということで質問をした際に、中村町長の答弁で構想を聞かせていただきました。その文ですが、一部簡単な抜粋になりますが、ちょっと読ませていただきたいと思います。

「処理方法と処理場所が私も、中村町長が私も気になっておるところでございます。この件につきましては、本当に前向きに懸念される処分場の選定というのを、できたら大変非公式に私が個人的にも総論に賛成で、各論に反対という地域がこのうちの政策には多くございますので、区長さんに、あるいは猟友会にということ、窓口に行くんで、本来でございますが、私の場合は課題の一つとしてこういうことをいって頼んだらどうですかということも、この12月ぐらいからある地域のところで声をかけております。私の理想としましては、処分場というのはどうしてもやらないかんと思っております。人間の土葬、火葬と一緒に火葬についても考えましたけど、やっぱり土葬かなど。その土葬の場合でも天然の自然のところへ掘られて、社会迷惑になるということも、これは猟友会、あるいは掘られる方を完全に責めるということも、それはどうかなという気もいたしまして、やはり行政がそういった度会町としての処分場を、例えば私の考えですけれど、これからの検討だと思います。担当課のことも聞いて精査しながら、この平成29年度に取りまとめたいと思いますけど、特に処分場については、私のところがいいですよ。300坪ぐらいというところの地域に出向いて行って云々。」

「それから、また町外やる以上は迷惑がかけられないような、ある程度の施設確保が必要です。そういった面も含めながら、去年ぐらいからは担当課長ともそんな話をしながら水面下で知恵を絞ってくれということ、やっております。この平成29

年度にそれを絞って、議員さんが言われたように、施策には2年ぐらいかかりますが、最低2カ所ぐらいはと思っております。私の構想でございますが、そういった施策も念頭に置いております。」ということ、この3月の答弁で抜粋にはなりましたが、町長からいただいております。

そこで、3月から約半年がたちました。平成29年度も上半期が過ぎようとしておりますが、現在までの成果と進捗状況について、お伺いをしたいと思います。どうぞ、答弁よろしく願いいたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの獣害対策等での動物の死骸処理問題について、濱岡議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

質問をいただいたのが、3月でしたか。6カ月、上半期あつという間に過ぎました。もう結論から申し上げますが、進捗状況足踏み状態でございます。まだ6カ月という、まだという言葉を使いますが、6カ月で慎重にいかないと、それと総論と各論にはいろいろ問題がございますので、今からそのお話も申し上げながら努力を惜しまずに行きたいと思っております。

それでは、結論は先に言いましたけども、まず、主な有害鳥獣の駆除の状況を鑑みますと、平成28年度におきましてイノシシが267頭、鹿が341頭、約600頭です。それから猿が非常に少ないんですけど59頭を猟友会への業務委託のもと捕獲処分を行っていただいております。

また、網掛かりとか、事故等によるへい死に対する出動機会も年々増加をしております。合わせて、この有害鳥獣の処理につきましても関連課題として、この件につきましてもいろいろ問題もございますので、検討を加えているところでございます。

特に、御尽力いただいております猟友会の皆さん方に対しましては、この場をお借りしまして敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思っております。引き続いて、ひとつ積極的に頑張る獣害のほうの努力をしていただきたいと思います。

続きまして、議員さんの質問の処理の問題について、先ほど成果と進捗ということ、私の3月の発言を一字一句読んでいただきました。あのよう申し上げます。

かねてから獣害対策、廃棄物処理の観点から関係課に対しましては、有害鳥獣被害対策について、処分場設置の考慮を含めまして、総合的に検討するよう指示しているところでございます。

まず、処分方法についてでございます。全国的に、一般に執行されている処分方法としては埋設、あるいは焼却というでございますが、当町におきましては、やはり議員さんおっしゃったように焼却施設がないし、余りの多大な経費がかかると

ということで、埋設による処分をどうかなというところで、その流れで今、検討をしていきたいなと思ってるところでございます。私が町と同じような自治体も、これは多数はといいますか、多いと思います。

焼却施設の設備につきましては、設備・施設の整備を含めると、大変経費かかり財政的には建設は難しいと考えるので、現場のそれをやっているところも見に行っていたこともしておりますが、結果的にはちょっと難しいのかなと考えております。

今後も埋設による処分を継続して、考えて検討を加えていきたいと思っております。

次に、埋設処分場の設置という具体的なことで、私が一つのあくまで例で坪数とか、各字にどうやということも言いましたけども、あくまであれは構想上の話で、300坪程度というような言葉を言っただけで、またそれは第2ステージの問題だと思っております。まず、埋設処分につきましてはの設置ということも、まず考えたのは、担当課で関連課とともに美化センターの敷地をはじめとした町有地や、その他環境面、それから利便性に配慮した適地について検討をいたしましたけれども、処分場の整備に要する経費とか、将来に持続可能なキャパシティの確保、それから埋設処分に伴う掘削・埋戻しの従事する人員とか、重機の確保といったさまざまな第2番目の問題、ステージの2番目の課題もありまして、すぐに解決、この半年、1年ではということではないと、心してかかっております。

それから、また一極集中的な処分場としての受け入れに伴う環境衛生面の懸念もぬぐい切れないと考えています。

例えば、わかりやすくいえば、私がここどここというのを、議員さんによく言われましたけど、水面下ではどここの地区の名前は申し上げませんが、どここの地区で何とかならんかのうといたら、よっしゃという言葉あるんですけども、総論は。各論となると、なかなかやはり環境美化を考えると、大変一回精査しなきゃならない壁かなとは思ってございましたけども、現場の声も聞かせてもらうと、やっぱりそういったことも浮き彫りになってくるということでございます。

できまして、今、申し上げましたような、こういう幾つかの点を、まず第1ステージは候補地を選定することは間違いないんです。しかしながら、それをどのような方向で、その候補地をつくるに当たってのいろんな課題がありますが、その課題のクリアの検討も必要となりますので、処分場の必要性ということは、私は否定はできませんし、引き続き適切な処分の候補地の選定については、水面下で努力はしてまいりたいと思っております。

一方では、町として有害鳥獣の生息や出現、それから被害や事故等、地区に大小の差はあれ、全町的な問題であると捉えて、被害防止や処分については、地域の協力がやっぱり不可欠だと考えておりますので、つきましては、今後、町と猟友会、

それから各地区の役員さん方の連携も一層強めながら、捕獲の強化に努めるとともに、処分場の分散を図るという観点から、一カ所にという言葉も申し上げましたけども、いろんな角度がありますので、これは双方で検討したいんですけども、まず処分場の分散という点も考えまして、地域で生み出されたものが地域で吸収をしていくんだという各地での処分場の、今度は場所の提供等の御協力を仰いでいきたいと担当課のほうも考えておりますので、そういったことも合わせて進めていきたいと。

既に、幾つかの地区につきましては、捕獲檻の設置に対して、人的な支援をいただきながら、処分場所の提供については同意をいただいているのか、ちょっと確認はしておりませんが、いただくなどの、この方針に向けて業務をとり行っているところであると報告を、担当課から受けておりますので、今、言いましたように、私の言う一処分場に絞って多くの課題を思い切ってやって、経費がある程度かかってもやっていくのか、あるいは業務委託をしていくのか。それとも、またそれぞれ地域が全国各地でも行われていることですけども、各字の地区で、おれところの山へここへいけたらどうねというような、頭数を限定はできませんけども、そういった形で当分凌いでいくのかというようなことも含めまして、今後この有害の最終の処分場につきましては、もう一度地域の皆さん、そして、まず地域の皆さんに声かけをさせていただく。それから猟友会の方々に御協力をいただいて御理解をいただく。そして、また議員の皆さん方の御協力と御提言を仰ぎながら、具体的な方法論に活路を設けて絞り込んでいきたいと思っておりますので、今後、今、上半期でまだ構想が足踏み状態でございますが、美化センターのほうにやろうということは、ちょっとあの周囲も考えてみたんですけど、ちょっと形状的にも難しいし、またあそこには川がございますので、これはちょっと断念したということでございます。

そういった二つの方向性でこれからも進めて、なるべく先ほど言いましたように取りまとめの方向を、2年以内ぐらいでもう考えていきたいと思っておりますので、よろしく、また今後とも御協力のほど、お願いをいたしたいと思っております。

○議長（八木 淳） 濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 3月の答弁で、町内で2カ所、300坪程度の部分を考えているという答弁いただきましたが、半年間が経過した現在、進展が全くないということをお聞きしまして、非常に残念に感じております。

現実問題やっぱり年間で1,000頭近い動物の死骸が発生するわけでございますので、費用をかけない、度会方式ということが可能かどうかはわかりませんが、町長は常日ごろ言われるような創意と工夫でもって、知恵を使っただきながら、度会町でできる一番いい方策を早急に考えていただきたいと思っております。

町長の任期としましても、残る1年10カ月ということなので、この間の大きな進

展を期待をいたしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして三つ目の一般質問に移らさせていただきます。

質問事項は地域猫（野良猫）とさせていただきます。地域猫の増加についてということで質問をさせていただきます。

町内で地域差はあるかもしれませんが、ある地区では地域猫、野良猫でございますが目立ってきております。10匹未満のグループもあれば、また20匹を超えるようなグループもあります。動物愛護のボランティアの方々に個々に対処していただくという事例も多くございますが、余りにふえ過ぎますと、もうボランティアさん頼みだけでは対処不可能になってきておるといのが、現状でございます。

猫は、多胎動物で、一度に複数匹、3匹から5匹とか、また1年に数回の出産をします。動物病院での避妊や去勢治療の費用も現実問題として考えれば、多くの費用がかかってまいります。このままふえ過ぎると隣近所でも所有のはっきりしない猫によって関係性の悪化も考えられるんじゃないかなと思います。

そこで質問でございます。質問のイとしまして、犬猫のオスメス別の避妊、去勢の年間の補助実績について、お聞きをいたします。これは平成28年度、去年1年分ぐらい、もしわかればお願いしたいと思います。

質問のロとしまして、ことしの5月にオープンしました県の施設で三重県動物愛護推進センター、通称あすまいるとありますが、できました。町の担当課としても、このあすまいるとの連携の有無についても、いろいろお聞きをしたいと思います。この施設については、殺処分数ゼロに向けた取り組みを重点的に行っているということで、野良猫や野犬等の避妊や去勢の手術に対しても非常に便宜を図ってくれるような取り組みもあるんじゃないかなと考えておりますが、そういった部分との連携の有無についても、お聞きをしたいと思います。答弁のほうを、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの地域猫の増加につきましての濱岡議員さんの質問にお答えをします。

日ごろから濱岡議員さんにおかれましては、大変御自愛深い動物愛護の、非常に動物をかわいがる議員さんというのは、よく承知しておりますし、またそういった方のそれを踏まえての御質問だとお受けとめいたします。

まず、実績でございますが、御質問の。犬猫の雄雌別の避妊、それから去勢治療費の助成実績につきましては、平成28年度におきまして、犬の雄犬につきましては一頭2,500円で5頭、それから犬の雌一頭につきましては3,000円で4頭、それから猫の雄一頭につきましては1,500円で13頭、猫の雌一頭につき2,500円で22頭でありまして、犬猫合計合わせまして44頭に対して、こういった助成を行っております、

金額的には9万9,000円と報告を受けております。

この金額の実績がどうかということですが、恐らく皆さんが巷ですつと町内を巡回されても犬と猫に、野良犬、野良猫の飼い主のいない猫に当たるといった光景が多いのではないかと思いますので、助成につきましては十分でないと考えておりますので、しっかりとまた踏まえながら増額のほうへ周知等の努力もしてまいりたいと思います。

それから、また御質問にある三重県の動物愛護推進センターあすまいるは、平成25年5月28日に開設されたということでございます。

あすまいるは、人と動物が安全・快適に共存できる社会を目指し、動物愛護教室における普及啓発の活動、犬猫の譲渡事業等の取り組みを行っておられます。

このあすまいるが行っている譲渡事業につきましては、各保健所に収容されている犬猫に新しい飼い主を捜す事業であるために、直接役場とか、個人があすまいるへ犬及び猫を持ち込むことはできないと。また、保健所への猫の持ち込みにつきましても、原則論として生後間もない子供の子猫ちゃんについて譲渡の対象としているということで、大人の猫は持ち込みはできないというような制約もあるそうでございます。

また、飼い主のいない猫、濱岡議員さんが質問の、いわゆる地域猫につきましては、三重県が公益財団法人のどうぶつ基金と連携をしながら、無料で不妊手術を行っています。保護した地域猫を、先ほどと同様に各保健所を通じてあすまいるへ運んで、不妊手術を行った上で、また同じ場所へ返すという事業であるそうです。

この事業は、各保健所単位で手術を受けられる猫の頭数が、やはり制約と申しますか、決められておって、伊勢保健所の管内では年間で約100頭ぐらいが対象と聞いております。

以上のような現状を踏まえまして、地域猫の問題につきましては、ますますこれから三重県の動物愛護推進センターあすまいるの存在が、どんどん拡大的に、今のような、私が申し上げました制約が解消されていくようにと、それから伊勢保健所との行政の連携で、また我々この自治体との連携によって、猫の殺処分の減少、あるいは地域猫による糞尿等の被害の問題解決にも合わせて取り組んでいきたいと思っておりますので、一つ御理解のほどを、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（八木 淳） 濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 答弁ありがとうございました。

昨年度、一年間で犬猫合わせまして44匹の補助をしていただいたということで、総額としては9万9,000円の補助額が発生したということをお聞きいたしました。

この補助につきましては、当初、もう10年ほど前は全く度会町としては予算がゼロで、中村町長になられてからの新しく新設させていただいた補助ということで、

非常にありがたく思います。

また、町長も言われておりましたが、この年間大体約10万円ぐらいの実績額でございますが、いろいろまだそういった避妊や去勢の手術をしたくても、なかなかお金の面でちょっと躊躇しているというふうな部分もあるかと思っておりますので、今後につきましては、補助額10万円といわず、もう少し何とかそういった分の配慮も、今後検討いただけないかなと考えております。

また、あすまいるやら、伊勢保健所とやっぱり、度会町として、まちとして仲立ちをしていただいて、しっかりとした橋渡しをしていただいた上で、野良猫等の殺処分をゼロにつきまして、度会町としても、今後また真剣に、前向きに考えていただきたいものだと思っております。

それと、あとまた度会町と伊勢市の市民の方々が補助を受けていられる金額が、若干開きがあると聞いておりますので、度会町内には動物病院はないので、度会町の町民の方が、そういった動物病院に手術をお願いいく際には、伊勢市やら、玉城町やら、明和町やら、鳥羽市やらということになると思いますが、そういった部分で、伊勢市の動物病院を利用する方々が度会町民は多いと思っておりますので、伊勢市民の方々が受けられるようなレベルまで、そういった部分の補助額の見直しということで、またその部分でも検討をお願いしたいと思っております。

質問が、あと一つ残っておりますので、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

四つ目の質問でございますが、マダニのウイルスによる感染リスクについてということで、お聞きをしたいと思います。

自然豊かな度会町は、反面では昔からスズメバチやら、マムシ、マダニ等の危険生物と非常に近い距離で生活をしてまいりました。

また、昨今では増え過ぎた鹿やイノシシ、その他の動物が人家近くまで来ていて、それらの動物からもたらされているマダニの被害についても、三重県内だけではなく、国内でも多く聞かれるようになってきました。

マダニが血を吸う際に唾液腺で増殖したSFTSというらしいですが、（重症熱性血小板減少症候群）というらしいです、マダニ媒介脳炎などを引き起こすウイルスが人体に入り感染する可能性があるとのことでした。

また、鹿やイノシシなどの野生動物の出没する関係に多く生息しているとのことですので、民家の裏山や裏庭、畑、あぜ道等、思っている以上に近くにいるという現実を理解することが重要かなとも思います。

また、猫や散歩中の犬などにもマダニは吸血すると言われております。春から秋、大体3月から11月ごろに活動が活発になると言われておりますが、昨今の温暖化によりまして、そういった危険な期間も温暖化によってリスクの拡大もしているもの

ではないかと考えます。

そこで、質問としまして、イとしまして、度会町としてのマダニに対しての危険の認識についてをイとして伺いしたいと思います。

次に、ロとしまして、マダニに対してのまちとしての啓発活動等についてお聞きをしたいと思います。答弁よろしくお願いたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいま濱岡議員さんの四つ目の質問、マダニによるウイルスの感染リスクについてでございますが、質問にお答えをしたいと思います。

この件につきましては、この定例会の本会議におきまして登議員さんからも同様の御質問があったと思っておりますが、改めてお答えをさせていただきます。

マダニを媒介する感染症は病原微生物を保有するマダニにより感染し、日本紅班熱、それからもう一つSFTS重症熱性血小板減少症候群、大変長い名前ですけども、この症候群等を発症し、時には死亡することもあるという、非常に深刻な問題となっております。中でも三重県が日本紅班熱の発生件数は過去10年間で全国1位だそうです。それから、感染者の大部分がこの伊勢志摩地域の宮川以南であります。現に、当町でも毎年数件の感染例が認められております。

このようなことから、日本紅班熱の感染リスクとしましては、伊勢保健所によりますと、一般的には1、2%と言われておりますが、当伊勢志摩地域におきましては5%と、他の地域よりも非常に感染リスクが高いというのが現状でございます。

感染リスク調査研究では、その原因としては人の居住区が山中や、あるいは山に隣接した地域であり、野生動物と人との生活環境が近く、マダニの生活域と交差していること。また当該地域は県内でも耕作放棄地等が多く、マダニの栄養供給源となる野生動物の個体維持が容易であるということが、一要因として考えられております。

当町は、これまでマダニによる感染症の対策につきましては、予防という観点から、主に注意喚起のチラシの配布や、ポスター掲示の啓発行動を行ってまいりました。しかし、御質問のように近年、鹿やイノシシをはじめ獣害をもたらす野生動物の分布の拡大とともに、マダニが生息域を広げているといわれておりますので、当然、このダニ媒介感染症の発生リスクも高くなってきております。

正直申し上げまして、これまで獣害対策とマダニの感染症予防対策等を関連づけての認識というのが非常に薄く、そして、またこれらの対策につきましては、それぞれの各担当課で対応して、獣害対策やへい獣の取り扱いに当たる職員へのダニ刺症に対する注意喚起にとどまっておりました。

しかし、今回御質問いただいたことを契機に、住民の方々へは、今以上の啓発活動を行うとともに、獣害対策はマダニ感染症の予防対策でもあるとの認識を強く持

ち取り組む必要があると考えておりますので、今までの獣害対策の侵入防止策の設置とか、それからほかに猟友会による委託等、また檻の設置とかいうこととともに、合わせてより関連づけて具体的に、またこれを絞りながら、これからの課題として捉えながら、これからの獣害対策はマダニ感染症の予防対策であるとの認識をもっと強く持って取り組んでやる必要があることから、積極的により具体的に進めてまいりたいと思っています。

大変貴重な御質問を御指摘いただきまして、ありがとうございます。今後とも努力をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それから、先ほど私の答弁で、今ちょっとメモが入りましたけども、地域猫の議員さんの前の質問で、あすまいるの開設を平成25年5月28日とお話しましたが、正しくは平成29年で、まだできたばかりということでございますので、訂正をお願いしたいと思います。平成25年が平成29年ということで、お願いしたいと思います。

今の本論に対しましてはそういうことで、積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。貴重な質問重ねてありがとうございました。

○議長（八木 淳） 濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 御答弁ありがとうございました。

度会町の役場内にもマダニやら、蚊に対する啓発のポスターは厚生労働省作成のものも張られておりますが、目立ちやすいか、目立ちにくい、ちょっとわかんないですけど、広く町民の方にわかるような部分で、啓発をしていただきたいと思っております。

先ほど町長言われましたが、大体病原体を保有するマダニの率というのは、大体1%から2%ぐらいのマダニが保有をしているということでございますが、それと、また伊勢志摩地域は特に発症率、そういった保有するマダニの確率が高いというのか。こういった新聞にもマダニ感染伊勢志摩集中ということで、これは2014年の新聞記事でございますけど、日本紅斑熱発症7年連続全国最多ということで、非常にこの風土がそういったマダニが生存する、しやすい地域になっているのかどうか。不幸にもそういった事例が現実問題としてございます。

マダニは、非常に小さいものでございますので、目立ちにくくて、例えばマムシとか、例えばスズメバチ等ですと、ある程度大きいので予防も比較的できる部分はあるのかなと思っておりますが、こんなに小さくて気づきにくいマダニが非常に生活圏に近い部分にいるということで、皆さんにこれ周知をしていただきたいと思っております。

予防策としましては、長そでやら、長ズボンをはいて肌の露出を少なくするというのをポスター等にも書かれておりますが、夏の暑い時期なかなか現実問題、そんな格好で作業やら、屋外の活動もしにくい部分もあるかとも思います。

また、防除スプレー、防除対策としましてスプレー等やらの利用やら、もう自分で刺されても自分でとらずに、何か病院へ行って処置をしてもらわないと、何かその皮膚の体内の中にそういった毒液のようなものが残って、後々重症化するというようなことも聞いておりますので、それと予防策やら、そういった咬まれた際のそういった処理の部分、町民の方にも徹底をしていただいて、また実際に、場所もこんな近くにこんな危険がというふうなことで、実際、生息調査等も今後は簡単に行えることだと思いますので、そういったことも度会町の当局の方々にお願いをしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、濱岡裕之議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時25分休憩)

(10時35分再開)

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、2番 西井仁司議員。

《2番 西井 仁司 議員》

○2番（西井 仁司） それでは、2番議員の西井仁司です。議長のお許しを得ましたので、通告書に従い2問質問させていただきます。

最初に、子育て支援について、町長にお聞きします。

3月の議会では、町長から提案のあった子育て支援案ですが、本会議で不公平である、長続きしないのではないかとということで、修正議決し、再考をお願いしますということで、今に至っています。町長が以前おっしゃられていましたけど、子供は宝です。町長として新たな議案を提出されるのかどうか、お聞きします。御答弁をお願いします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの西井議員さんの子育て支援対策についての質問にお答えをしたいと思います。

平成29年の3月の当初予算におきまして、私の最も重要な課題に対する施策として、子育て支援対策の制度の設定というのを予算計上し、町議会の皆さん方へ上程をさせていただきました。

基本的には、議員の皆さん方の中で、行政側の説明不足ということで、その内容につきましても審議するタイミングが不十分であり、制度内容への賛否両論がありまして、制度そのものの内容を理解していただくには至りませんという思いがございます。

議員の皆さん方に対し、本会議場での詳細な説明をさせていただく場の設定をすることが、私自身がうまく設けることができませんで、非常に私の不徳と認識を今

もってしております。

ただ、子育て支援対策は、子供たちの成長のために、議員さんがおっしゃりましたとおり、私が従来言っております子は宝、宝物でございますので、いろんな角度から慎重に論議を行って、できる限り最良の子育て支援策を打ち出すべきであろうという姿勢には、今も変わりはありません。

議員の皆さん方がおっしゃる恒久的に公平かつ平等な子育て支援制度にたどり着くということは、私は大変困難であると思っておりますが、できる限り最大限の範囲内での完成度の高い子育て支援策を模索し、住民の皆さん方や保護者の方々にお示しをするということは、当然やるべきことだと考えております。

西井議員さんから町議会へ新たな議案を提出されるんかという、非常にありがたい御質問をいただきました。

本年度中は、平成29年の3月に上程をしました子育ての支援制度も含めまして、少しでも幅広い住民の皆さん方の御意見やアイデアをいただきながら、水面下におきましても、また平成30年度の当初の予算には改めて、平成30年度の当初予算には改めて中途半端ではない子育て支援策の中核になるような制度を構築したいと、今もって考えております。

ただ、住民の代表である議員の皆さん方の御理解と御協力と御支援を、まず大前提条件といただかないと、行政側の態度、制度等というのは実現ができませんのが事実でございます。

議会への上程につきましては、水面下での慎重な内部協議が必要不可欠となりますので、今後の議員懇談会において、私の重要課題である子育て支援対策につきまして、先ほど申し上げてきました先に上程をいたしました制度も含めた、ほかにいい支援制度がないか、あるかを協議していただくということをお願いして、その方法論としては、教育委員会を通じてという詳細でございますが、そういったことの中で、議員の皆さん方の回数を重ねながら、また皆さん方の御意見、アイデアもありましたら、参考基準、あくまで参考基準、判断基準として伺いながら、私の構想の気持ちでございますが、12月ごろぐらいに、めどに協議を行ってまいりたいと考えております。

その時期ぐらいまででないで、当初予算にどんな子育てであれ、上程をするかしないかという結論とか、いろんな面につきましても、そういったことは時期が非常にタイムリミットだと思っておりますので、私の目標としましては、平成30年度の予算計上で示したいな、できたらという気持ちでおります。

なお、詳細なことにつきましては、ここでは先ほどもちらっと言いましたが、どういうふうに方法をやるんだといったら、皆さん方とともに合同協議のような方式を設けまして、できたら回数を複数以上重ねまして、教育委員会を中心にいろいろ

と、いわゆる説明不足ということもございましたので、御協議をいただきながら、水面下でそういった方向性が出るならば出したい。うちのいっぴいたたき台というのも、この間から内部検討しておりますので、そういった制度は現行制度、私が上程しました制度も含めた案として、皆さんにお示しをして、よりしっかりと住民の皆さんに協議をした上で、もちろんこの制度には賛否両論ございますが、最終的には本年度中に協議を皆さんとさせていただきながら、そして、平成30年度に予算計上をできたらしていきたいなと思っておる考えでございます。

そこまでに、またいろいろと御了解をいただきながら御協力を、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 西井仁司議員。

○2番（西井 仁司） どうもありがとうございました。

今の子供たちは、将来の度会町を背負って立つ子供たちです。予算にも限りがあると思いますが、できる限りの支援をしていただきたいと思います。

それでは、2問目ですが、福井議員とちょっとかぶるところもありますんやけど、ホールの建設について、お聞かせください。

伊勢では、何か大きなイベント、大会と思うと、アリーナとか、観文が思い出されますが、この度会町にも一つぐらいはそういうホールが必要でないかと思われま

す。

このたびも、緑清苑主催の歌謡ショーもありましたが、中学校の体育館で行われましたが、中学校の体育館ではちょっと趣旨が違うのではないのでしょうか。ぜひとも町長の意見をお聞かせください。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、二つ目のホールの建設についての西井議員さんの質問にお答えをいたします。

先の福井議員さんとの質問との関連になりますが、総合文化会館のイメージを描いたホール建設の質問と受けとめ、お答えをさせていただきたいと思います。

福井議員さんからは、新規の総合文化会館の建設は、その実現には大変厳しく困難であるとの認識をいただき、現在の公共施設である町民体育館の増改築の必要性はとの質問がございました。

また、その財政的な裏づけとしては、当然、まちづくり建設等の整備基金しかないであろうという御意見もいただきました。

総合文化会館の建設につきましては、本日の福井議員さん、また西井議員さん、またその先の定例会で他の議員の皆さん方からの御質問も一般質問もいただいております。

また、度会町として必要な他の市町に比べ、持っていない一つでございまして、住民の皆さんにとっても大切な実現をさせたい夢であり、希望である施設だと思っております。

私の思いも同じ思いでございます。

ならどうして踏み切らないのか、すぐ皆さん方の答えが返ってきそうなんでございますが、積極的に考えるまでには実情としては至っていないのが現状でございます。

理由は、これから申し上げますけども、総合文化会館というのは、非常に大きな事業で、将来のことも踏まえて慎重に協議をして結論を導かないといけないという事業の一つであると考えます。

行動経済の成長時代の中で、箱物行政の一つとして、全国各地で建設が行われてまいりました。その後、箱物行政が問題となり、本来の目的趣旨に反した利活用や、運営面での確実性、維持管理の難しさ、国の補助金が一度限りであること。こういったことと、それから、また老朽化した既に補助を受けた施設の自然放置など、いろんな悪い面での施設が浮き彫りになって、非常に社会問題になった当時が、時代がございまして。

その当町が箱物の行政推進時代の流れの中で、うまく乗り切れなかった部分があったのかなど、私自身は思っております。

歴史を振り返りながら、現時点での総合文化会館への建設は、私自身もずっと遠い話ですけども、町会議員の皆さん方と同じ時期は、総合文化会館に夢を持って、実現したいという一人でございました。今のまちづくり整備基金というのは、私も関連したときにつくらせていただいたやつが、今もって4億円どれだけで残っているというのが現実で、私になってからは、設備等という名前で条例を改正させていただいております。

そんな歴史を振り返りながら、やっぱり早速積極的な推進をしていくほど、国の補助制度が今、整っていないというのが現状であるという認識を持っております。

総合文化会館の建設には、本来の建築物でなく、例えば先ほども申し上げました大きな駐車場の確保等、いろいろな問題がございまして、まず広大な面積の用地が必要となってまいります。

また、その内容でございまして、最近の総合文化会館というのは、本当に前からの文化会館のイメージとはちょっと変わってきてございまして、いろんな施設を入れて、地域の交流の場というような活用に、広義的に解釈し、また防災関係でも関連をしてくるというような形になっておりますので、そういった何を目的とした内容の文化的な会館を建設するのかということも課題になってきますし、また将来的な見直しを持つ議論も必要ですし、運営はどのようにやっていくかという問題もご

ざいます。

高度経済のときは、まずはありきということで作らせていただいたということがございます。我々の議員の時代には、当初は総合文化会館という形ではなくして、文化会館のホールの、今、議員さんがおっしゃられたのは建設ということから入って、その中でやはり多目的なものをしっかりと利用できて、対価効果があるようにということで、よく視察にも行きました。そんな中で、やはり総合文化会館が考えられるのは、児童図書館、それから保健センター、健康増進です。それから、またそれに伴うスポーツジムをやってくれという住民さんも見えますんで、そういうジムも簡易ではあっても入れなければならないとか。いろんな面で複合的な要素を持った中で、小会議室、中会議室、大きなホールという形でいろんなことも文化交流でやっていくということも大切になってくるかと思えます。

そういった運営面とか、経営手法も一つの課題となりますので、このように推進していくにはいろんな多面的な協議が必要としますので、ただ、財政的な裏づけは基本的に議員さん方がおっしゃいますまちづくり施設等整備基金が中心になるというのは言うまでもないと思っております。

将来どんな目的で町民の方々が広義的に、拡大的に利用し、どんな運営で維持していくかというのが、これからの重要な最大のポイントになるのではないかと考えております。

また、財政面のしっかりした裏づけ考慮も必要であり、今後は当町の重要課題の、今までも申し上げておりますが、一つとして取り上げて一步一步の議論の重ねによって、前向きな地道な努力を水面下で検討していくことが大切ではないかと考えております。

私は、決して諦めたりしてはしておりませんが、幅広い角度からの協議をしながら、一つの光明が差ししてくるような財政上や他の施策、課題とのバランスの優先順位を配慮しながら、また国へやはり当時の高度経済のような厚い起債措置とか、それから交付金措置が起こるようなこともいろいろ考えていかなきゃならないかなと思えます。

昨今、鈴木知事との中でも対談の一つに総合グラウンドと防災等と兼ねたというような複合の、穏やかなムードの中で行われた対談でも取り上げましたけど、それと同じような位置づけの上の位置にあるのが、総合文化会館ではないかとは思っておりますが、あれもこれもみなやるとなると、非常に財政では裏づけは難しいということになりますので、当町を挙げて、これから努力を惜しまずにやっていくしかないかなと思っておりますので、今後、議員の皆さん方には折に触れて、総合文化会館の建設の実現に向けての話し合いの場の設定とか、優先順位をとにかく前倒しするんやとか。そういったことはまず総合文化会館の内容と目的のどういったこ

とをするかということも踏まえたことの中で、一つ後押しをお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（八木 淳） 西井仁司議員。

○2番（西井 仁司） ありがとうございます。

夢でありますけど、全国的なほど自慢、イベントなどを招致できたらいいなと思います。よろしく願いします。

これで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（八木 淳） 以上で、西井仁司議員の質問を終わります。

続きまして、3番 溝口周生議員。溝口議員においては、自席での発言を許します。

《3番 溝口 周生 議員》

○3番（溝口 周生） 3番、溝口周生。自席から質問いたします。失礼いたします。

今回は医療費窓口負担無料化について、先日新聞発表がありました乳幼児期の窓口医療無料費負担、窓口無料化について報告がされましたので、その経過がどうであったのか。町長にお伺いしたいと思います。

私たちは、これだけやなしに、やっぱりもっと医療の窓口負担無料化拡大をしてほしいという願いがありますので、そこの最初の入り口でどうであったのか。とても重大なことになると思うんですけども、その辺の入り方。

そして、これからどういうふうな積み重ねがあれば、もっと制度が拡大できるのか。その辺の見通し、町長の腹づもり、その辺をお聞かせ願えればと質問させていただきます。よろしく願いします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） では、ただいまの溝口議員さんの医療費の窓口の無料化についての質問にお答えをいたします。

医療費の窓口負担の無料化につきましては、先の町議会の定例会で、溝口議員さん、また福井議員さんからも施策の実現化に一層前向きに取り組むよう御質問をいただいております。

また、子育て支援対策の重要な課題の一つとして、各保護者の皆さんや住民の皆さん方の関心も非常に高く、水面下にて前向きに検討をしております。

今般、御承知のように伊勢市を中心に伊勢地区医師会の方々の御理解と御尽力をいただき、この9月5日に伊勢市役所において、伊勢市と度会郡4町が広域での連携として、平成30年9月を実施のめどといたしまして、医療費の窓口無料化を実現していくという方向で合意をいたしました。

この新聞報道のとおりでございます。この制度につきましては、あくまで三重県が議員さんも質問がございましたが、一本化で実現していただくということが最も望ましく理想でございますし、私もそう思っておりますが、この制度の実施によっ

て、医療費が増加するのではないかという懸念、非常に不透明な部分でございます。これについては、恐らく今後、まずこの制度のまずスタートで、実施状況の結果を見てからでないと、お父さん、お母さん方がそれだけに楽になったというような感じで、医者がたくさん使われるかどうかというのは、これからの課題になるのかなと思っております。

この点を含めまして、医療費の窓口無料化の対象の児童というのを、現状の対象ゼロから6歳児までと、鈴鹿市はゼロから3歳児だったと思います。こちらの伊勢市と4町は一応未就学児童までと、ゼロから6歳という形になったと認識をしております。

議員さんのおっしゃるとおり、今後、この制度の拡大です。溝口議員さんがおっしゃるのは、よくわかります。福祉医療費を窓口無料化にさせていただきましたけど、あの中でひとり親の制度の中とか、それから障がい者制度の中で、そういった方々の声も手厚い拡大をお願いしたいということでございますし、障がい者の手帳を1、2級持ってる方とか。介護が大体程度で1から2ですか。それぐらいの方にも手を差し伸べたらどうかというようなこともございます。

また、現実的には担当レベルでございますけど、担当課でいろいろ議論もしております。なるべく皆さんが使いやすいような制度にしたいと、このままですと、恐らく、今言った二つの福祉医療の中では、この1市4町の中ではなかなか踏み切りにくいところがございますので、また、ほかの市町とともに、またそれができなければ単独でうちのほうで、担当課のほうで考えて実施のほうへいきたいと思っております。

ただ、この制度の今、言われた二つの拡大は、もう少し時間がかかるんやないかと思っております。

それから、その今言った制度拡大は、今後の状況を先ほど言いました理由もありますけども、分析して慎重に検討を重ねていくという方向でいきたいと。

そして、また少子化傾向で人口減少に歯どめがかからなかった社会でございますけども、今後引き続き、この他の子育て支援対策の諸政策とともに、しっかり対応して、子供たちが安心して成長していくまちづくりに専念してまいりたいと考えておりますが、県のほうにも、先ほど言いました一本化の実現を、ぜひとも目指していただきたいと。積極的にこの各市町の方々とともに要望してまいりたいと考えておりますので、これからも議員さん方の御意見や後押しをいただきながら、御協力、御支援をいただきたいと思っております。

まずはもって、遅くなりましたけども、1市4町でやらせていただいて、平成30年の9月から一応限定でございますけども、踏み込みをさせていただいたということで、答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） 今回の場合は、間に保険ですか、レセプトなんか関係してくるところです。あれを挟むもので、伊勢全体として、伊勢全体というか、この4地区全体として動いたと思うんですけども、例えば度会町が独自でも動ける場合の福祉政策なんかでは、どんどん積極的に他の4町との足並みそろえとか。そういうところじゃなくて、積極的にもう先頭に打って出るぐらいの勢いで福祉政策に力を入れて、子育てのまち度会町というのを、もうアピールしてほしいと思うんですけども、どうでしょう。その辺の意気込みというのは。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 大変、積極的なお話をいただいておりますけど、意気込みはもう持っております。

ただ、やっぱりこの制度そのもの、先ほども申しあげましたけど、皆さんから施策をいただくときには、どうしても各論になるとハードルがあるんです。そのハードルは皆さんがおっしゃるように、そう簡単には乗り切れないというのが実情で、特に、先ほどもちらっと言いましたけど、一度つくった制度は後戻りできないというのが原則論です。だから、皆さんも恒久、公平、平等いわれるんですけど、そういった制度はなかなかないんです。そやけど近づくだけの努力をせないかんのです。

だから、私は意気込みがあるんですけども、これがなかったら単独でやろうと思ってました。ただ、非常に弱いところがあるんです、度会町も。医師会がやっぱり伊勢地区医師会がそれをする事。

それから、小児科の数がよその伊勢市、玉城に依存してると。特にデータでいきますと、うちの数というのは80%ぐらいだったかな。よそに依存してるわけです。だからうちの町内のところへ、親御さんが連れてみてもらうたら、議員さんのおっしゃるように100%なんです。だけどそれはできない。

だから、伊勢地区医師会でもかなりの努力を伊勢市はしていただいたと思います。特に、松阪医師会でもどこでもそうなんですけど、もうこれは待てやんということで、皆さん意気込みでみな鈴鹿市をはじめ、これから伊賀、四日市点々とやられますけど、全てみな見ていると議員さんのおっしゃるような満足する制度までは至らないんです。ゼロから3歳児のところもあれば、ゼロから6歳児、福祉医療については、小学校、中学校、今ではもう高校までどうやという話があります。町長も意気込みあるんやったら、高校も無料にしたれ。それでこれも医師会でやったらどうねということになりますけども、なかなかそうはいかない事情もございまして、慎重に進めていかないかんのが現状でございます。

特に、今、言われたレセプトを言われましたけども、償還払い方式でいきますんで、本当の医師会の考え方というのは一本化になって、一本で違う方式でいきたい

というのが、大体形式なんです。

それから、お金が経費がどれぐらいかかるのかということも、非常に私も疑問で、懸念の一つにしておりましたが、やっぱりシステムについてはわかりませんが、来年皆さんにお世話になって、1,000万円ぐらいいるということになると思います。2割のお金が無料になるために、1,000万円のやつを用意して、福祉医療のためにやっていく中での対象が、今はゼロ、6歳ということなんです。

先ほど言ったように、ひとり親とか、福祉医療の中で1級、2級を持つてる障がいの方とか、それから未就学児ですけども、その中の方も、このままいくと制度の中でも違うので、やっぱり未就学児のほうへ入れてしまうということをとせんと、福祉医療費の中でやれた場合ですと、一時金を支払うなというようなケースも出てくるということで、これも各論の一つだと思います。これはもう担当課が、うちがよく勉強してもらっていますのでやりたいと。

それから、議員さんのおっしゃる拡大にもっていった場合は、システムの費用が、また余分にかかってくるんです。福祉医療の拡大の中での障がいの方々、介護、これはもちろんやらないかんことやと思いますけど、これが恐らくまたウン千万円かかると。一遍にやったら一緒になったら割安になるやないかということも、確かにそうではないかとは思いますが、その点も勉強をしながら、今、言ったように意欲は大事にしながらよく見てやるということで、せっかく皆さんと一緒にこうやって伊勢市と連携して、いろんな面で産業面でも地域連携を徐々にやっておりますので、度会町だけ抜け駆けで制度ができたのに、すぐに思い切っていくんやとって、制度を変えるということはいかがなもんかと思っておりますので、慎重にこれから、まず先ほど言いましたように、いわゆる国保のペナルティーが重ねらんということになって、踏み切った以上ですから、その後、今言ったような無駄な経費を出しとらんやないかということも見届けながらの、一つ参考資料として拡大解釈というのは考えていきたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） どうもありがとうございました。ぜひ福祉のまち度会町、熱い心でよろしくをお願いします。

以上で、終わりです。

○議長（八木 淳） 以上で、溝口周生議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 岡村 広彦議員。

○**予算決算常任委員長（岡村 広彦）** それでは、報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第57号 平成29年度会町一般会計補正予算（第2号）、議案第62号 平成28年度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、以上2議案について、教育長並びに関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第57号については原案どおり可決すべきものと決し、議案第62号の決算関係については認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

また、報告第3号 平成28年度会町財政健全化判断比率については、担当課からの説明及び報告を受けました。

以上で、報告を終わります。

○**議長（八木 淳）** ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○**議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 牧 幸作議員。

○**総務住民常任委員長（牧 幸作）** 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第58号 平成29年度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第59号 平成29年度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 平成29年度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号 平成29年度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第63号 平成28年度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成28年度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成28年度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成28年度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上9議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第58号ほか4議案については原案どおり可決すべきものと決し、また議案第63号ほか3議案の決算関係については認定すべきものと決しましたので、報告をいたします。

以上で、報告を終わります。

○**議長（八木 淳）** ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 登 喜三雄議員。

○産業教育常任委員長(登 喜三雄) 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第64号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成28年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案について、教育長並びに関係課長、事務局長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第70号は原案どおり可決すべきものと決し、議案第64号及び第67号の2議案の決算関係については認定すべきものと決しました。

また、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願、請願第4号 防災対策の充実を求める請願、以上請願4件について、慎重審議の結果、いずれの請願も採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長(八木 淳) ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であり、また決算関係につきましては、いずれも認定であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論(議案第57号～議案第71号)

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第57号から議案第71号についてを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第57号から議案第71号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（八木 淳） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第57号～議案第71号、請願第1号～請願第4号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第57号から議案第71号についてを採決いたします。

議案第57号 平成29年度会町一般会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第58号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第59号 平成29年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第61号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第62号 平成28年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第62号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第63号 平成28年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第63号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第64号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第64号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第65号 平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第65号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第66号 平成28年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第66号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第67号 平成28年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第67号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第68号 平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第68号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第69号 度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第70号 度会町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第71号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについて、本議案は人事案件であり、御本人が議場におられますので議場からの退席をお願いいたします。

それでは、議案第71号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第71号は原案に同意することに決定いたしました。

ただいま同意されました山下幸生君に議場への入場をしていただきます。

以上で、議案第57号から議案第71号までの15議案は、全て原案どおり可決、また決算関係については認定されました。

続きまして、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件について、討論を省略して、採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

請願受理番号第1号から第4号までの請願4件に対する委員報告は、それぞれ採択であります。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願についてに対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 防災対策の充実を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

以上、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件については、全て採択することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(11時20分休憩)

(11時23分再開)

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第1号～発議第7号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日議員提出されました発議第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、発議第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、発議第5号 森林環境税の早期創設を求める意見書の提出について、発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、発議第7号 専決処分事項の指定について、以上、発議第1号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明（発議第1号～発議第7号）

追加日程第2 それでは、発議第1号、発議第2号、発議第3号、発議第4号、発議第5号及び発議第6号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

6番 登 喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月15日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

同じく 濱岡 裕之

同じく 福井 秀治

提出理由

義務教育費国庫負担制度は、無償制等、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立された制度です。

未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の方財政状況に影響されることのないよう、同制度の存続と更なる充実が求められます。

上記のような理由から、同制度の存続及び更なる充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月15日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

同じく 濱岡 裕之

同じく 福井 秀治

提出理由

三重県では、小学校1、2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されています。しかし、その他の学年については、義務標準法に従って、40人学級が基本となっています。教員が教育の諸課題に対応し、子供たち一人ひとりに向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な基礎定数を確保することが必要です。

教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子供たち一人ひとりを大切にし、子供たちの豊かな学びを保障することにつながります。

上記のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月15日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

同じく 濱岡 裕之

同じく 福井 秀治

提出理由

厳しい経済・雇用情勢は、子供たちの暮らしや学びに大きな影響を与えます。

このような中、高校無償化をはじめ、奨学のための給付金、就学支援の充実等の施策が進められてきましたが、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。入学料・教材費等の保護者負担は重く、学びたくても学べないという状況は依然として大きな課題です。

上記のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の充実と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月15日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

同じく 濱岡 裕之

同じく 福井 秀治

提出理由

学校は、児童生徒をはじめ地域住民が活動する場であり地域の拠点となっています。また、災害時には避難所となる等重要な役割を担っています。

子供たちの安全・安心の確保に向け、学校内外で子供の命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければなりません。

上記のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第5号 森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月15日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

同じく 濱岡 裕之

同じく 福井 秀治

提出理由

森林は、国民全体にさまざまな恩恵をもたらしています。

森林の機能を十分に発揮させるためには、間伐などの森林整備を着実に実施し、健全な状態で維持・管理していく必要があります。

国土の7割を占める森林の整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

上記のような理由から、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を早期に創設することを強く要望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年9月15日

度会町議会議長 八木 淳様

提出者 度会町議会議員 登 喜三雄

賛成者 度会町議会議員 西井 仁司

同じく 濱岡 裕之

同じく 福井 秀治

提出理由

道路は、必要不可欠な社会基盤です。

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が嵩上げされている特別措置は、平成29年度までの時限措置となっています。

道路整備に係る補助率等の嵩上げが廃止されると整備のための財源が不足し、住民ニーズを踏まえた真に必要な道路整備に大きな影響を及ぼすことになります。

上記のような理由から、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 引き続き、発議第7号に対して、提出議員より提案理由の説明を求めます。

8番 牧 幸作議員。

○8番（牧 幸作） 発議第7号 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により町長において、専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

平成29年9月15日提出

提出者 度会町議会議員 牧 幸作

賛成者 度会町議会議員 若宮 淳也

同じく 岡村 広彦

同じく 舟瀬 勝

同じく 木本タエ子

記

町議会の議決を経て締結した次の工事請負契約について、その定める割合の範囲内において変更契約を行うこと。

1 平成29年度長原保育所保育室等改修工事、契約金額の7%以内の変更

提案理由

町議会の議決を経て契約を締結した平成29年度長原保育所保育室等改修工事につ

いて、その事業の円滑な推進を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項としての指定議決を求めるものである。

以上です。

○議長（八木 淳） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第1号～発議第7号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第1号から発議第7号まで、以上発議7件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

発議第1号、発議第2号、発議第3号、発議第4号、発議第5号、発議第6号及び発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論（発議第1号～発議第7号）

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 討論なしと認めます。

発議第1号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 討論なしと認めます。

発議第2号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 討論なしと認めます。

発議第3号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第5号 森林環境税の早期創設を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 討論なしと認めます。

発議第6号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第7号 専決処分事項の指定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長（八木 淳） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 討論なしと認めます。

発議第7号に対する討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

◎採決（発議第1号～発議第7号）

追加日程第5 これより発議第1号から発議第7号についてを、採決いたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第1号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第2号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第3号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第4号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 森林環境税の早期創設を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第5号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、発議第6号については原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号 専決処分事項の指定についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、発議第7号については原案どおり可決されました。

以上、発議第1号から発議第7号までの発議7件については、全て原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について(議会運営委員会)

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長、総務住民常任委員長及び産業教育常任委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(11時45分休憩)

(11時47分再開)

○議長(八木 淳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、ただいまお手元に配付いたしました事項について、日程に追加することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認め、追加日程として、議題とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

追加日程第6 議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにした
と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに
決定しました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審査は全て終了いたしま
したので、平成29年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員